報告第９号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年６月１日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成３０年４月１８日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成３０年２月７日午後５時４５分頃、亀山市立図書館の南側駐車場から発進させた際、隣に駐車してあった相手方車両の左前方部分に接触し破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

２５７，１１２円